

「顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方についての議論の取りまとめを受けた『顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則』の一部改正について」に対するパブリック・コメントの結果について

平成 28 年 7 月 19 日

日 本 証 券 業 協 会

本協会では、顧客資産の分別管理に関する外部監査のあり方についての議論の取りまとめを受けた「顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」の一部改正について、平成 28 年 6 月 10 日から 6 月 30 日までの間、パブリック・コメントの募集を行いました。

この間に寄せられた意見（2 件 2 法人）及び意見に対する考え方は、以下のとおりです。

項番	該当箇所	意 見	考え方
1	第 2 条第 1 項第 6 号	「基準日後、経営者報告書提出日までに分別管理の法令遵守に重要な影響を与える事象が生じた場合には、その内容」とありますが、「重要な影響を与える事象」を具体的にご教示ください。また、その「重要な影響」のレベルは金額的に或いは質的にどの程度のものを想定されているのかご教示ください。	個別事例毎に判断されるべきものであると考えますが、例えば、日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第 76 号「後発事象に関する監査上の取扱い」付表 2 「開示後発事象の開示内容の例示」に掲げる事象のほか、①顧客分別金の信託不足や②有価証券の分別管理が行われていないといった法令非遵守も該当します。なお、基準日後、経営者報告書提出日までの間の法令非遵守に該当しない計算誤りや事務手続上のミス（例えば、顧客分別金信託は必要額を充足しているものの計算誤りや事務手続上のミスが発見された場合）については経営者報告書に記載する必要はありません。

項番	該当箇所	意 見	考え方
2	第2条第2項	意見：「会員は…(中略)…法令を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるための手続きを行わなければならない」とありますが、当該手続きにおける具体的な方法、チェック項目、担当部署などについて御協会にて想定されている内容をご教示頂けますでしょうか。 理由：御協会にて想定されている具体的な手順等をパブリック・コメントへの回答またはQ&A等の形でお示し頂ければ、社内での準備・対応が円滑になりますし、会員各社でも一貫性のある対応が可能となると思われます。	会員は法令を遵守して分別管理を行う義務があり、かつ、分別管理の状況について、「規則」の定めるところにより、毎年1回以上定期的に公認会計士等の監査を受けることが金商法で義務づけられております。この公認会計士等の監査を受けるためには、経営者報告書を作成する必要があります。 経営者報告書は会員が定期的に公認会計士等の監査を受けるために、監査対象基準日における自社の分別管理に係る法令遵守の状況について経営者が意見を表明するものです。 つまり、経営者報告書で経営者が意見を表明するために、監査対象基準日において、法令の求めに応じて顧客分別金を信託するとともに顧客有価証券を分別して管理していたか、あるいは分別管理の法令を遵守するために有効な内部統制を整備し運用していたかについて、これらを確かめるため、自社の実情に応じた手続（社内検査等）により点検を行うこととなります。その方法としては、例えば、以下の方法が考えられます。 (1) これまで分別管理に関する合意手続業務（以下「合意手続」といいます。）を受検している会員や新たに分別管理監査を受検することとなる会員 これまで合意手続を受検する際に活用していた「分別管理に係る調査表」、「顧客資産の分別管理のチェック項目、チェックポイント」（（平成26年5月

項番	該当箇所	意 見	考え方
			30 日付会員通知（日証協（監 2）26 第 4 号参照）及び「分別管理に係る内部統制のフレームワーク」（改訂版）（平成 26 年 4 月 22 日付会員通知（日証協（自）26 第 24 号参照）を参考に、分別管理の法令遵守について有効な内部統制を整備及び運用し、法令を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるための手続（社内検査等）を行うといった対応が考えられます。 (2) これまで検証業務を受検している会員 従来、検証業務を受検する際、日本公認会計士協会「業種別委員会実務指針第 40 号『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する検証業務の取扱いについて』（以下「現実務指針」といいます。）に定めるところにより行っていた確認手続と基本的に同様の手続を行うことで差し支えありません。

以 上